

学校法人藤学園 放課後児童クラブ FUJI KIDS☆ 運営規程（案）

（事業の目的）

第1条 放課後児童クラブ FUJI KIDS☆（以下「本クラブ」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として放課後児童健全育成事業を行うものとする。

- 2 本クラブは、その運営にあたり、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、実施する事業の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 本クラブは、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 前3項のほか、本クラブは、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」及び「津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年津市条例第23号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（名称及び所在）

第3条 本クラブの名称及び放課後児童健全育成事業を行う事業所の所在地は、次のとおりとし、津市立豊が丘小学校区域内に1施設（以下、「クラス」という。）置く。

- (1) 名称 放課後児童クラブFUJI KIDS ☆
- (2) 所在地 津市豊が丘二丁目58番6号

（会員）

第4条 本クラブの会員は、次のいずれかの者とする。

- (1) 豊が丘小学校に在籍する児童のうち、本クラブへの入会を希望する者で
津市放課後児童クラブ運営基準を満たす者
 - (2) 上記(1)の保護者
- 2 入会及び退会の申請は、書面によるものとし、学校法人藤学園の承認により受理するものとする。
- 3 年度途中での退会は認めない。ただし、重大かつやむを得ない場合で、かつ、退会の3か月前までに書面により申請し、学校法人藤学園の承認を得た場合は、この限りでない。

(利用定員)

第5条 本クラブの利用定員は45名とし、定員を超えた場合は、待機児童とする。ただし、臨時的な措置が必要な場合は、これに限らない。

(運営)

第6条 本クラブの運営は、学校法人藤学園を中心として、保護者・放課後児童支援員（以下、「支援員」という。）の協力のもとを行う。また、小学校、PTA、自治会及び子ども会と連携を図り、地域の協力を得るものとする。

(職員の種類、最低人員数及び職務の内容)

第7条 事業所における職員の種類、最低人員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童支援員 2名（常勤職員1名、非常勤職員1名）
 - (2) 補助員 1名（常勤職員0名、非常勤職員1名）
- 2 放課後児童支援員は、概ね次の業務を行う。
- (1) 児童の健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
 - (2) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
 - (3) 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
 - (4) 基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
 - (5) 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
 - (6) 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされ

るケースについては、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。

(7) その他放課後等における児童の健全育成上必要な活動を行うこと。

3 補助員は、放課後児童支援員が行う業務を補助する。

(開所日及び開所時間)

第8条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び細則で定める日を除く。

(2) 開所時間

ア 小学校の授業日

午後2時00分から午後6時40分まで。ただし、利用希望がないときは、午後5時00分に閉所することができる。

イ 小学校の授業の休業日（土曜日を除く）

午前8時00分から午後6時40分まで。ただし、利用希望がないときは、午後5時00分に閉所することができる。

2 地震、暴風雨、洪水、高潮及び火災等の災害発生時における休会については、豊が丘小学校の対応に準じるものとする。

3 本クラブは、特に必要があると認めたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、臨時に開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知する。

(事業の内容)

第9条 事業所で行う放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 安全指導

(2) 健康管理・衛生管理

(3) 遊びの指導

(4) 学び（学習）の機会の確保

(5) 生活指導（基本的生活習慣の習得の指導等）

(6) 保護者に対する子育て支援

(7) その他放課後等における児童の健全育成上必要な事業

(保護者が支払うべき額等)

第10条 事業所が児童1名につき保護者から徴収する額（以下「保護者負担額」という。）は、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

10,000円（入会の月に徴収）

ただし、退会後6か月以内に同一児童が再度入会する場合は免除する。

(2) 保険掛金

年額800円（毎年4月に徴収）

加入する保険は、（公財）スポーツ安全協会のスポーツ安全保険とする。

(3) 通常会費 次の金額（教材費、おやつ代含む）

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
月額	月額	月額	月額	月額	月額
13,800円	12,800円	11,800円	10,800円	9,300円	8,300円

※兄弟姉妹の同時在籍期間中は、第2子は月額1,000円、第3子は月額2,000円、以降1,000円ずつ減額する。

※児童扶養手当を受給しているときは、保護者負担額を児童1名につき月額3,000円減額する。ただし、原則、年度初めの補助金交付申請者に限る。

※午後5時00分から午後6時00分まで

月額2,000円または日額200円のいずれかを増額する。ただし、月額の場合において、兄弟姉妹の同時在籍期間中は、当該金額から第2子は月額500円、第3子は月額1,000円、以降同様に減額する。

※午後6時00分から午後6時40分まで日額2,000円を増額する。

(4) 臨時会費 次の金額

徴収月	金額	備考
4月、3月	1,000円	長期休暇割増分
7月、8月、12月	3,000円	同上（冷暖房費含む）

(5) 給食代金

1食450円

※給食の提供は長期休暇中の平日に限ります。

2 前項に規定する保護者負額の他、事業の内容により、実費を徴収することがある。この場合、予め保護者に対し、当該事業の詳細及び費用について説明を行う。

3 保護者負担額は、毎月 10 日（休日の場合は、翌営業日）に当月分を口座振替の方法により納付するものとする。この場合の銀行手数料は、本クラブが負担する。

なお、口座振替によりがたい場合及び前項の実費は、本クラブの指定する方法により納付するものとする。

4 毎月の保護者負担額は、コドモンを通じてご確認いただけるようになっております。ご指定の口座から金額の相違なく引き落とされていることをご確認ください。

5 一旦納付された保護者負担額は、理由の如何に関わらず、返金しないものとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、豊が丘小学校区とする。

（事業の利用に当たっての留意事項）

第12条 児童及びその保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意するものとする。

（1）豊が丘小学校に在籍していること

（2）保護者が働いており子どもの面倒を見ることができない家庭

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第13条 緊急時及び事故発生時等における対応方法は、別に定めるマニュアルにより対応するものとする。

2 事業中に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第14条 本クラブは、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、少なくとも毎年2回は、避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

（苦情解決）

第15条 提供した支援に関する児童及びその家族からの苦情に迅速かつ適切

に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとともに、利用者・職員等に周知するものとする。

- 2 提供した支援に関し、法第34条の8の3第1項の規定により市長が求める報告、又は当該職員からの質問若しくは本クラブの設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び児童及びその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 本クラブは、その業務上知り得た児童及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た児童及びその家族の秘密を保持するものとする。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持しなければならない旨を、雇用契約の条件とする。

(小学校との連携)

第17条 子どもの生活と連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図るものとする。

- 2 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 本クラブは、児童の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第19条 本クラブは、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- 2 本クラブは、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況に関する諸帳簿を整備し、津市が定める期間、保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関して必要と認める事項は、細則で

定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

藤学園放課後児童クラブ FUJI KIDS ☆運営規程細則（案）

（目的）

第1条 この細則は、学校法人藤学園が運営する放課後児童クラブ FUJI KIDS ☆ 運営規程（以下、「規程」という。）第21条第3項の規定に基づき、放課後児童クラブ FUJI KIDS ☆（以下「本クラブ」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（開所しない日）

第2条 規程第8条第1項第1号で定める日は、次のとおりとする、

- (1) 夏季休業期間中の学校閉校期間（お盆期間）
- (2) 冬季休業中の学校閉校期間（年末・年始期間）

（保護者負担額の減免）

第3条 規程第10条第1項第3号による保護者負担額の減免を受けようとする者は、次の書類を本クラブに提出しなければならない。申請事項に変更が生じたときも、同様とする。

- (1) 減免（変更）申請書
- (2) 児童扶養手当証書

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。